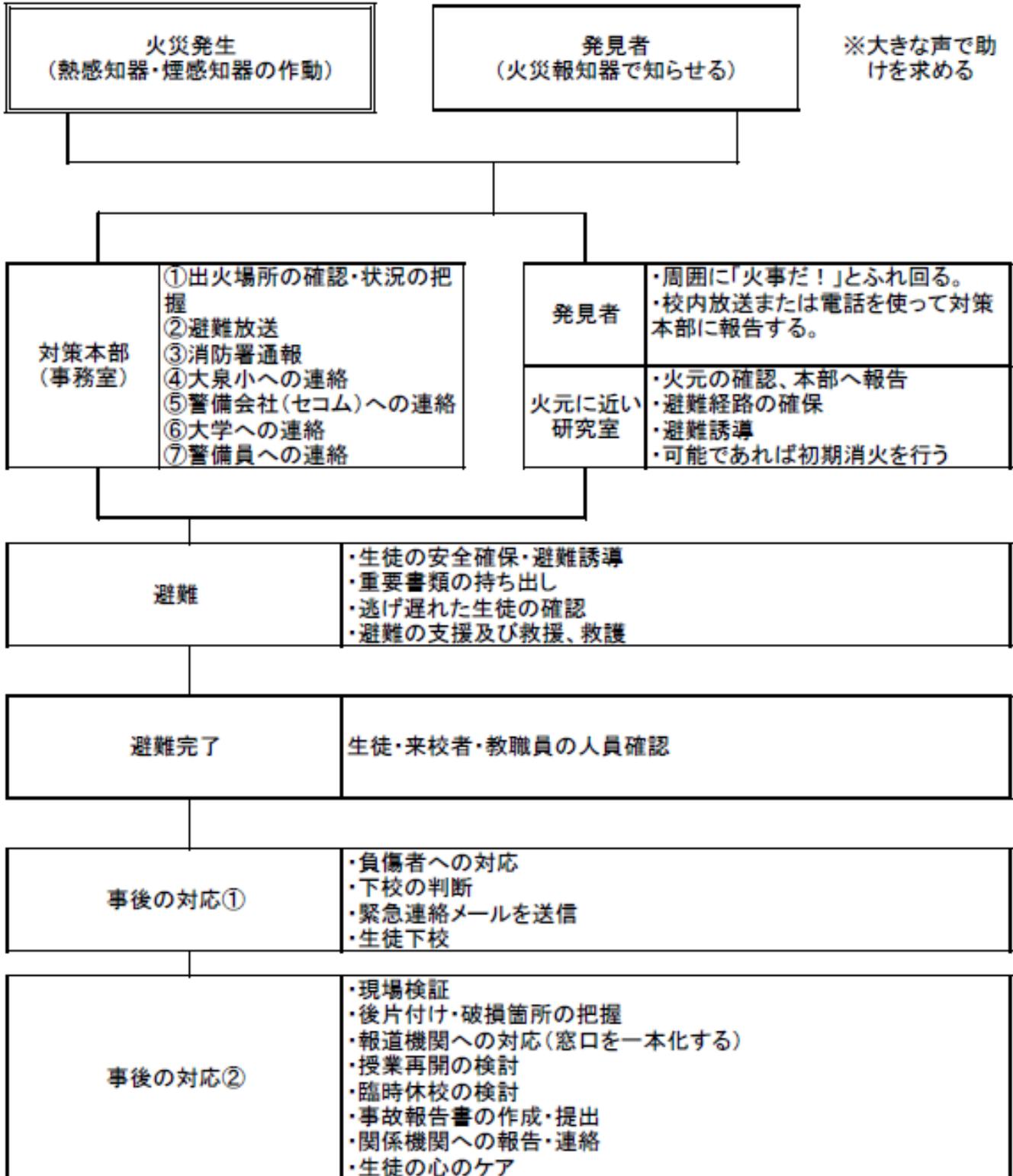


危機への対応策

1 火災発生時

火災発生の場合の緊急対応



火災を発見した場合

- (1) 大声を上げる。「火事だ。」「逃げろ。」など、現場付近の生徒へ、避難の指示を出す。
- (2) 火災発生 of 通報。近くの火災報知機のボタンを押す。近くの消火器で初期消火をする。
事務室（内線 1 1 0）、教務室（内線 1 2 0）へ知らせる。

火災報知機が鳴った場合

- (1) 授業中の教員
 - ・ 窓を閉め、カーテンを開ける。
 - ・ 生徒を静かに待機させ、放送等の指示を待つ。
 - ・ 避難の指示がある場合は、生徒を避難場所へ誘導する。
- (2) 空き時間の教員
 - ・ 火元が近い場合は、初期消火をする。生徒の避難誘導をする。
 - ・ 避難誘導、放送指示、消火、非常扉の確認、救護を分担して行う。

避難場所は原則グラウンド

学校災害対策本部は原則事務室

- ・ 放送機器が使用できる場合、校長、副校長、主幹教諭、教務主任が放送指示をする。
- ・ 放送機器が使用できない場合、事務室または教務室にいる教職員が、教室や研究室に声をかけてグラウンドに避難するよう指示する。

地震発生の場合の緊急対応



生徒が学校にいる場合

(1)初期行動

- ・校舎内にいる場合は、教員が出入口を確保する。
- ・振動中は、机の下にもぐる。ガラスの破片が飛び散ったり、天井が落ちたりすることがある。エアコン下をなるべく避けるように退避する。特に頭部に注意させる。
- ・避難場所は、指示に従う。 避難場所…グラウンド
- ・避難時、非常勤講師のクラスについては、近くの教員も協力し生徒を誘導する。
- ・生徒や教員にパニック症状が出た場合、屋外かつ安全な場所まで移動し救護する。

(2)家庭への連絡・一斉メール

「学校安否情報（中学校）」（ニッポン放送AM1242kHz、FM93MHz）で、学校の状況を放送する*。また、「災害用伝言ダイヤル」（171）にかけ、その音声案内に従って03-5905-1326をダイヤルすると、学校の状況がわかるようになっている。

(3)地域との対応

- ・安全に配慮しながら東門の鍵を解錠し、近隣住民の受け入れを開始する。中村町会会長や役員と連絡をとり、住民を安全な場所に移動、校舎内に侵入しないよう誘導する。

※）校舎の利用は、学校災害対策本部（本部長：学校長）が決定する。 附属大泉小学校と要確認・連絡

- ・不審者を可能な限り把握し、生徒や避難民に危害が無いよう注視する。

(4)交通機関が麻痺している場合

- ・保護者が迎えにくるまで、生徒は学校に待機させる。

生徒が登下校途中の場合

- ・徒歩の場合は、家または学校のどちらか近い方に避難する。
- ・バスまたは電車の中にいる場合は、乗務員の指示に従って避難する。

生徒が家庭にいる場合

- ・生徒は、学校から連絡があるまで家庭または指定避難所で待機する。

警戒宣言発令の場合

- ・生徒を学校に留め置く。学校が地域の安全や帰路の状況等を確認した上で、保護者が総合的に判断して帰宅させた方が良いという場合には、帰宅させる。

震災が発生した場合の対応（生徒在校中）

	段階	管理職	教職員	生徒	
地震発生	地震発生	<p>①その場に応じて、身を守るように指示。 教職員も身を守る行動をとる。</p>		身を守る行動をとる。	
		<p>緊急放送 「地震がおさまるまで机の下に隠れるなど、頭部を保護し、安全を確保してください。」等（教務室にいる教員が教務室から放送）</p>			
収束	①安全確保 ②避難誘導	校内放送等で全校に避難指示。	②生徒に適切な避難経路を指示した上で、誘導する。	教職員の指示に従い、落ち着いて避難する。	
揺れが収まってから3～5分前後	安否確認 行方不明・負傷者対応	<p>②避難場所に集合後、点呼をとる。 <input type="checkbox"/>行方不明者捜索と救出救護（救護班） <input type="checkbox"/>負傷者有無の確認（救護班） <input type="checkbox"/>応急措置（救護班） <input type="checkbox"/>医療関係への搬送（連絡班・救護班） <input type="checkbox"/>二次災害の危険回避（避難所支援班） <input type="checkbox"/>救急車両入構の導線確保（施設班）</p>		負傷者がいる場合は助け合う。 中村町会と連携し、避難受け入れの準備。	
		<p align="center">学校災害対策本部開設</p> <p>教務主任：緊急（校内）放送で避難誘導・全保護者への連絡他 指導部主任：避難場所での指揮（トランシーバー） 学年主任・担任：点呼（出席簿又は緊急連絡カード）、引き渡し、</p> <p><input type="checkbox"/>登校前：「生徒自宅待機」の当否の決定→伝達手配・登校した生徒は保護態勢 <input type="checkbox"/>校内放送・情報資機材の点検、関係機関との通信授受等の機能の確認 <input type="checkbox"/>情報集約・処理・伝達等の機能始動 <input type="checkbox"/>本部長は地震発生後の数分間の情報に基づいて当面の対処の指示</p> <p>○交通網の確認後、帰宅できる生徒は保護者の了解を経てから帰宅する。 ○保護者と連絡が取れるまでは、学校にとどまる。 ○全保護者にメール配信で学校の状況を伝える。</p>			
		<p>※余震に注意しながら、可能な限りライフライン（水・食料・トイレ）を確保する。 ※安全・プライバシーを確保の上、簡易トイレの設置場所検討・開設を行う。</p>			
	③保護者への引き渡しの検討 被害把握・対応 大学等への報告	<p>③各班の役割に従い、行動する（学年を優先する）。 連絡班（教務部・事務）、救護班（指導部生活環境）、食糧班（総務部）、避難所支援班（指導部生徒活動）、整理班（研究部）、施設班（総務部・進路指導部）</p>		教職員の指示に従い、保護者または代理人とともに帰宅する。 場合によっては待機を継続する。 ※帰宅手段・ルートを学年団で把握。のちに校内で情報共有。	

地震発生後2～3時間前後（本震と同規模の余震の可能性あり）

【各班の役割】

<連絡班>（教務部・事務）

- 下校に関して交通機関、道路状況等の情報集約
- 保護者へ/からの問い合わせへの対応設定
（一斉メール・NTT伝言ダイヤル「171 1 03-5905-1326」）
- 生徒集合、状況の伝達
- 生徒の下校、帰宅困難者の人数集約
- 引き渡し（下校）対応と待機生徒への対応
- 近隣の状況把握。避難所の見極め（教育委員会、練馬区との情報交換）
- 保護者、近隣地域住民組織等からの問い合わせに対する応答内容の統一
- 公的関係機関との情報授受のセクション設置およびその情報の処理（流れ）の定型化
- 本部指示の伝達ネットワークの確認
- 情報資機材（メガフォン・トランシーバー・携帯電話・ハンドマイク）の点検
- 市街火災の拡大、集団避難への対応

<救護班>（指導部生活環境）

- 医療品の確認・確保（保健室・救急倉庫などから集約する。）
- 衛生保持（避難所支援班と連携）
 - ・地震発生直後の水道水には、パイプ内から剥がれた錆等が通常よりも多く含まれている場合があります。アレルギーなど要配慮。
 - ・生徒の医療品については、教員と生徒間で情報共有（「誰が・何を・どのくらいの量」）する。（エビペン、生理用品等は養護教諭が生徒と連携する。）

<食料班>（総務部）

- 保護生徒への食事の準備
- 給水の必要性や数量的見極め。
給水車・炊き出しの到着の把握、場所の確保（連絡班と連携）。
- 中村町会との連携（避難地域住民の食糧は避難拠点（大泉第二中・大泉南小）に誘導）
なお、本校は、災害に備えての以下のものを備蓄している。
保管場所は、エントランス前、E棟横（旧プール）。
 - ① 備蓄食糧（2～3日分） ② レスキューシート（防寒具） ③ 救急医療品
 - ④ 携帯用拡声器 ⑤ 災害用ラジオ ⑥ 簡易トイレ ⑦ 懐中電灯など

<避難所支援班>（指導部生徒活動）

- 施設・設備等の被害状況の確認
※原則として近隣住民の校舎内利用は学校災害対策本部（学校長）が決定する。
- 危険箇所の立ち入り禁止措置
- 衛生保持（救護班と連携）
- 徒歩帰宅者のステーションとしての施設開設

<整理班>（研究部）

- 重要書類持ち出し、管理、安全（水浸しや散逸防止）を図る。
- その他、生徒個人情報に関わるものの回収・管理。

<施設班>（総務部・進路指導部）

- 校内の危険箇所把握、閉鎖。
- 施設・設備等の被害状況の確認
- 救急車両入構の導線確保

復旧まで

避難所運営等の支援、教育再開

復旧協力

大規模地震(震度6弱以上)の災害が発生した場合の職員行動マニュアル

- ・震度6弱以上の地震により甚大な被害が発生したとき
- ・台風・洪水などの自然災害や広域な火災が発生したとき
- ・テロ行為等により人的被害を受けたとき
- ・大規模な交通災害が発生し、被害を受けたとき

1 人命の安全確保 (被害状況の確認)

- ・自分と家族の安全確保
- ・周辺被害の確認
- ・家屋の確認
- ・避難場所の確認

2 学校に参集

- ・自分や家族等の安全が確保され、学校への交通経路が確保され、出勤可能な状況であれば速やかに学校に参集する。

3 出勤不可能な場合は、学校へ連絡

4 災害対策本部へ安否の確認情報を知らせる (自分の安否・家族の安否・家屋の安否)

5 業務の復旧

- ・学校業務の復旧作業に従事する。
- ・参集できない場合には、地域支援や社会活動に協力する。

* 災害発生時の緊急連絡先 東京学芸大学附属国際中等教育学校 03-5905-1326

* 緊急連絡網→必ず確認しておく

災害時や気象警報発令時の対応

1. 災害時の心得

(1) 火災のとき

- ① 火災を発見したときは、非常ベルを押し、すぐに教員に報告する。
- ② 放送や教員の指示に従って避難する。
- ③ 窓を閉め、カーテンを開ける。
- ④ 避難し終えたら、ホームルーム委員長または副委員長は、すぐに点呼をし、異常の有無を教員に報告する。

火災の場合は、学校による下校の判断後、緊急連絡メールを送信し、生徒を下校させます。

(2) 地震のとき

① 学校にいる場合

【初期行動】

- ・校舎内にいる場合は、揺れている間は机などの下にもぐるなどして、頭部を守る。
- ・校舎外にいる場合は、外壁や窓から離れ、低い姿勢で身を守る。

【避難行動】

- ・避難は、教員や放送の指示を受けてから開始する。
- ・教員の誘導で、まとまって避難する。

【家庭への連絡】

「学校安否情報（中学校）」（ニッポン放送AM1242kHz、FM93MHz）で、学校の状況を放送する*。また、「災害用伝言ダイヤル」（171）にかけ、その音声案内に従って03-5905-1326をダイヤルすると、学校の状況がわかるようになっている。

*本校は中学校として登録されています。

【避難後の帰宅】

大地震で交通機関が麻痺している場合は、生徒は保護者が迎えに来るまで学校で待機する。

② 登下校中の場合

- ・徒歩や自転車の場合は、家または学校のどちらか近い方に避難する。
- ・バスまたは電車の中にいる場合は、乗務員などの指示に従って避難する。

(3) Jアラート等による警戒宣言発令のとき *内閣官房国民保護ポータルサイトを参照してください。

- ① 家にいる場合は、学校から指示があるまで待機する。
- ② 学校にいる場合は、保護者が迎えに来るまで学校で待機する。
- ③ 登下校中、徒歩や自転車の場合は、家または学校のどちらか近い方で待機する。バスまたは電車の中にいる場合は、乗務員などの指示に従う。

□速やかに避難を行う。

- ・屋外にいる場合・・・ただちに建物（校舎）内、地下（第一体育館下）に避難する。
- ・近くに建物がない場合・・・物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- ・屋内にいる場合・・・窓からはできるだけ離れる。窓のない部屋や物陰に隠れる。

□近くにミサイルが落下した場合

- ・屋外にいる場合・・・口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れ、気密性の高い屋内、または風上へ避難する。
- ・屋内にいる場合・・・換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして屋内を密閉する。

2. 気象警報発令時等の対応策

(1) 登校前

- ① 午前6時の時点で、東京23区西部または多摩北部を対象とする警報（以下警報には特別警報を含む）が一カ所も出ていない場合は、平常どおりの授業を行う。

対象となる警報：大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風警報・暴風雪警報

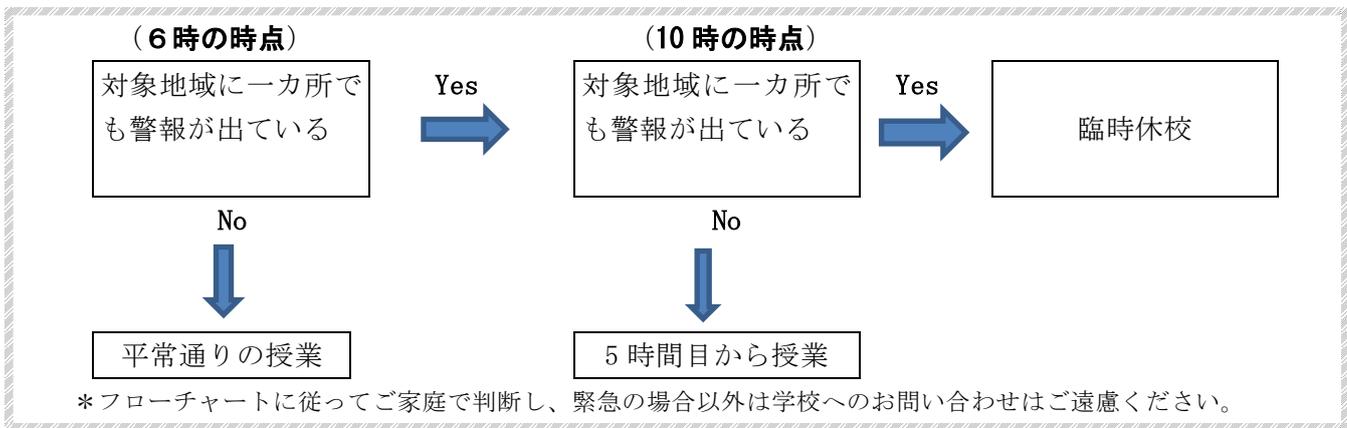
*対象地域の一部に警報が出ている場合は、次の判断まで家庭で待機する。

*気象警報・注意報については、気象庁のサイト <http://www.jma.go.jp/jp/warn/>で詳しく見ることができる。

- ② 午前6時の時点で、警報が出ている場合、家庭で待機し、午前10時の時点で次の判断をする。

ア) 警報が解除されていたときは、5時間目から授業を行う。

イ) 警報が継続しているときは、休校とし、家庭で学習をする。



※緊急連絡メールおよび学校 Web サイト上でもお知らせします。

東京23区西部または多摩北部に警報が発令されていなくても、居住地のある地域に警報が発令されている場合や、自宅周辺の天候や交通機関の運行の乱れ等、登校することが危険と判断されている場合は、必ず学校（03-5905-1326）へ連絡し、安全が確認できるまで自宅待機をする。自宅待機による遅刻・欠席は、所定の用紙で手続きをする。

なお、すでに自宅を出て登校中の場合は常に家庭と連絡をとり、状況に応じて安全を優先にした行動をとる。

気象情報等により、前日の段階ですでに警報が発令されている可能性が高い場合や交通機関の混乱が予想される場合は、事前に休校または、始業時刻を遅らせることを決定することがある。その場合は、緊急連絡メールおよび学校 Web サイトで知らせる。なお、通常授業日以外で式典など、学校行事が予定されている場合は、この規定を適用しない場合がある。その場合は、事前に通知文書もしくは緊急連絡メールおよび学校 Web サイトで知らせる。

(2) 登校後

- ① 気象警報などが発令された場合

台風の進路予想や大雪による交通事情などにより、下校時刻を変更することがある。その場合は、緊急連絡メールおよび学校 Web サイトで知らせる。

- ② 大規模地震が発生または警戒宣言が発令された場合

「生徒は学校で待機し、保護者による引き取りを待つ」を原則とする。学校からの連絡は、緊急連絡メール、学校 Web サイトおよびニッポン放送 AM1242kHz、FM93MHz から「学校安否情報*」による全体連絡を併用する。

*本校は中学校として登録されています。

災害時には、学校の電話への個別の問い合わせはしないでください。関係機関との緊急連絡等を利用する災害時には優先電話になり、回線が使用できなくなります。現状では、大きな災害時には情報を発信できないことや連絡が滞ることも予想されます。この点もご理解いただき、それぞれの受信環境を整えていただきますようお願いいたします。

なお、本校は、災害に備えての以下のものを備蓄している。

- ① 備蓄食糧（2～3日分）
- ② 防寒具（レスキューシート・毛布）
- ③ 救急医療品、救助工具、軍手、簡易トイレ
- ④ 携帯用拡声器、災害用ラジオ、懐中電灯 など

<付録>

【参考】練馬区危機管理室区民防災課。『避難拠点運営の手引き』令和3（2021）年4月一部改訂版

医療救護所一覧

名称	住所
旭丘中学校	旭丘2-40-1
開進第三中学校	桜台3-28-1
貫井中学校	貫井2-14-13
練馬東中学校	春日町2-14-22
光が丘秋の陽小学校	光が丘2-1-1
石神井東中学校	高野台1-8-34
谷原中学校	谷原4-10-5
大泉南小学校	東大泉6-28-1
大泉西中学校	西大泉3-19-27
石神井西中学校	関町3-10-3

災害時医療機関等（一部抜粋）

区分	医療機関名	住所	電話
災害拠点病院	順天堂練馬病院	高野台3-1-10	5923-3111
	練馬光が丘病院	光が丘2-11-1	3979-3611
災害拠点連携医療機関	大泉生協病院	東大泉6-3-3	5387-3111
	川満外科	東大泉6-34-46	3922-2912
災害医療支援医療機関	保谷病院	南大泉4-50-15	3924-3258
	東大泉病院	東大泉7-36-10	3924-5820
	陽和病院	大泉町2-17-1	3923-0211
	ねりま健育会病院	大泉学園町7-3-28	5935-6102
専門医療拠点病院	久保田産婦人科病院（産科）	東大泉3-29-10	3922-0262
	大泉病院（精神）	大泉学園町6-9-1	3924-2111